非イオン系界面活性剤	アルファオレフィン系	アルファオレフィンスルホン酸ナトリウム
	ノルマルパラフィン系	アルキルスルホン酸ナトリウム
	脂肪酸系（非イオン）	しょ糖脂肪酸エステルソルビタン脂肪酸エステル
		ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル
		脂肪酸アルカノールアミド
	高級アルコール系（非イオン）	ポリオキシエチレンアルキルエーテル
	アルキルフェノール系	ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル
両性イオン系界面活性剤	アミノ酸系	アルキルアミノ脂肪酸ナトリウム
	ベタイン系	アルキルベタイン
	アミンオキシド系	アルキルアミンオキシド
陽イオン系界面活性剤	第四級アンモニウム塩系	アルキルトリメチルアンモニウム塩
		ジアルキルジメチルアンモニウム塩

備考　界面活性剤の種類の名称を示す用語のうち直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウムについては、界面活性剤の種類として通常使用している略称に代えることができる。

ヘ　ハ及びニの規定により種類の名称又は系別を表示する場合において、表示すべき純石けん分の種類若しくは系別の数又は純石けん分以外の界面活性剤の種類若しくは系別の数が二以上ある場合には、純石けん分又は純石けん分以外の界面活性剤ごとに、その含有率の大きいものから順次種類の名称又は系別を示す用語を列記すること。

ト　ハの規定による界面活性剤の種類の名称を示す用語の表示の次に界面活性剤の系別を示す用語を付記することができることとし、この場合において、その系別がこの表の中欄に掲げる界面活性剤の系別を示す用語に該当するものであるときは、当該用語を用いて表示すること。

チ　りん酸塩を五酸化りん（P_2O_5）換算で一パーセント以上含有しているものについては、「りん酸塩」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで五酸化りん換算の含有率を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス二以内とする。

リ　りん酸塩以外の洗浄補助剤その他の添加剤のうちその含有率が十パーセント以上のものについては、その成分の機能の名称の次に括弧書きで種類の名称を示す用語を用いて表示すること。また、その含有率が一パーセント以上のものについては、その機能の名称を示す用語を用いて表示すること。この場合において、その種類が次に掲げる種類の名称を示す用語に応ずるものであるときは、それぞれ次に掲げる種類の名称を示す用語を用いて表示すること。

（1）　炭酸塩
（2）　けい酸塩
（3）　硫酸塩
（4）　アルミノけい酸塩
（5）　エチルアルコール
（6）　尿素

ヌ　蛍光剤、酵素又は漂白剤を配合しているものについては、「蛍光増白剤」、「酵素」又は「漂白剤」の用語を表示すること。

（三）　液性の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる水素イオン濃度（pH）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる液性を示す用語を用いて表示すること。この場合において、水素イオン濃度（pH）の測定は、液状のものについては原液について、液状のもの以外のものについては使用適量を用いた溶液について日本工業規格Z八八〇二（pH測定方法）に定める方法により行うものとする。この場合の測定温度は、二十五度とすること。

水素イオン濃度（pH）	用語
十一・〇を超えるもの	アルカリ性
十一・〇以下八・〇を超えるもの	弱アルカリ性

（四）　用途の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表示すること。

（五）　正味量の表示に際しては、計量法（平成四年法律第五十一号）第十二条（特定商品の計量）及び第十三条（密封をした特定商品に係る特定物象量の表記）に規定する特定物象量の表記に準ずるものとする。この場合において、正味量の表示は製造されたときの計量によるものとし、その単位は、計量法に基づく法定計量単位のうちのキログラム単位、グラム単位、リットル単位又はミリリットル単位によるものとする。

（六）　使用量の目安の表示に際しては、使用の適量について具体的に分かりやすく表示すること。

（七）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

イ　子供の手が届くところに置かない旨。

ロ　野菜及び果物を五分間以上漬けたままにしない旨（野菜及び果物の洗浄に適するものに限る。）。

ハ　流水を用いてすすぐ場合には、野菜及び果物は三十秒間以上、食器及び調理用具は五秒間以上すすぐ旨（野菜及び果物の洗浄に適する石けんに限る。）。

ニ　流水を用いて食器又は調理用具をすすぐ場合には、五秒間以上すすぐ旨（野菜及び果物の洗浄に適さない石けんに限る。）。

ホ　用途外に使用しない旨。

ヘ　万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨。

（八）　固形石けんについては、液性、用途、正味量、使用量の目安及び使用上の注意の表示を省略することができる。

（九）　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

（十）　表示は、最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく記載してすること。

住宅用又は家具用の洗浄剤（酸、アルカリ又は酸化剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が酸、アルカリ又は酸化剤の化学作用によるものをいう。）

（一）　品名の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語に「洗浄剤」の用語を付して表示すること。

（二）　成分の表示は、次のイからヘまでに掲げるところによること。

イ　界面活性剤については、「界面活性剤」の用語を用いて表示すること。この場合において、その含有率が三パーセント以上のものについては、「界面活性剤」の用語の次に括弧書きでその種類の名称を示す用語を付記すること。

ロ　二種類以上の界面活性剤を表示する場合には、その含有率の大きいものから順次列記すること。